

## ひろしま肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、ひろしま肝疾患コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、適切な医療を提供できる体制を整備することを目的とする。

### (基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関その他の医療機関及び健診機関

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所（支所）又は市町の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員等への普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 住民等への普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する役割を果たすために必要な活動

### (配置)

第4条 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関等の医療機関及び健診機関、保健所及び市町の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。

る。

2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

(養成及び認定等)

第5条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所(支所)又は市町で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体に健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者

(2) 県が実施するコーディネーター養成講座(以下「養成講座」という。)を受講した者

2 知事は、第1項の規定によるコーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定カードを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

3 コーディネーターは、養成講座を受講した翌年の1月1日から5年間をその任期とする。ただし、在任中にコーディネーター継続研修(以下「継続研修」という。)を受講した場合はその任期を延長し、任期が終了した年の翌年の1月1日から5年間をその任期とする。

4 知事は、第3項の規定によるコーディネーターの任期延長を行ったときは、認定証及び認定カードを交付する。

5 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、第2項に規定する名簿から登録を抹消する。

(1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき

(3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(4) 任期を延長する要件を満たさず、その任期を終えたとき

(技能向上及び活動支援)

第6条 県は、継続研修の開催及び情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 知事は、第1項の規定による研修を修了したコーディネーターには、修了証を交付するものとする。

3 県は、コーディネーターの同意を得て、所属機関を県ホームページ等へ掲載し周知することとする。

(養成講座及び継続研修の募集等)

第7条 養成講座及び継続研修の応募期間は、実施日の1~2か月前から1週間前までとする。ただし、応募状況によってはこの限りではない。

2 養成講座及び継続研修の応募は、次の方法により行う。ただし、必要に応じてその他の方法も可能とする。

(1) 保健所、市町、肝疾患専門医療機関、薬局、民間企業(医療保険者)、検診機関等への案内通知

(2) 広島県医師会、広島県看護協会、広島県病院協会及び広島県薬剤師会への周知の協力依頼

(3) 各種広報媒体による広報（県ホームページ、広島県医師会速報への掲載等）

（守秘義務）

第8条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成29年6月2日から施行する。

附 則

この要領は平成30年5月9日から施行する。

なお、施行日までに認定を受けているコーディネーターの任期は平成35年12月31日までとする。